



島根県報

令和6年3月22日（金）

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）

- 17 育児休業条例附則第3項（育児休業条例附則第4項の規定により読み替えられた育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第2号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第13項の規定の適用を受ける育児短時間勤務教育職員等の給料月額の特例計算）

- 26 育児休業条例附則第3項（育児休業条例附則第4項の規定により読み替えられた育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第13項の規定の適用を受ける育児短時間勤務教育職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務教育職員等の給料月額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条中「又は調査」を「、調査又は援助」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。